

計画の推進について

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

計画の推進にあたっては、環境室のみならず全ての部局が参画する横断的な環境マネジメントの考え方にに基づき、庁内関係課との連携、情報共有を行います。

(2) 環境審議会

毎年度、施策ごとの目標・指標の達成状況を環境審議会に報告し、意見を求めます。環境審議会からの意見を踏まえ、更に計画の展開に反映させたいと考えています。

(3) 各主体との連携

計画を推進するために、明石市環境基本計画推進パートナーシップ協議会（エコウイングあかし）、兵庫県地球温暖化防止推進員、兵庫県地球温暖化防止活動推進センターなどと連携し、施策の展開を図ります。

また、環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等の実施を通じて各主体と連携・協働体制を強化し、活動支援や活動内容の情報発信等の地域に密着した活動を進めて参りたいと考えています。

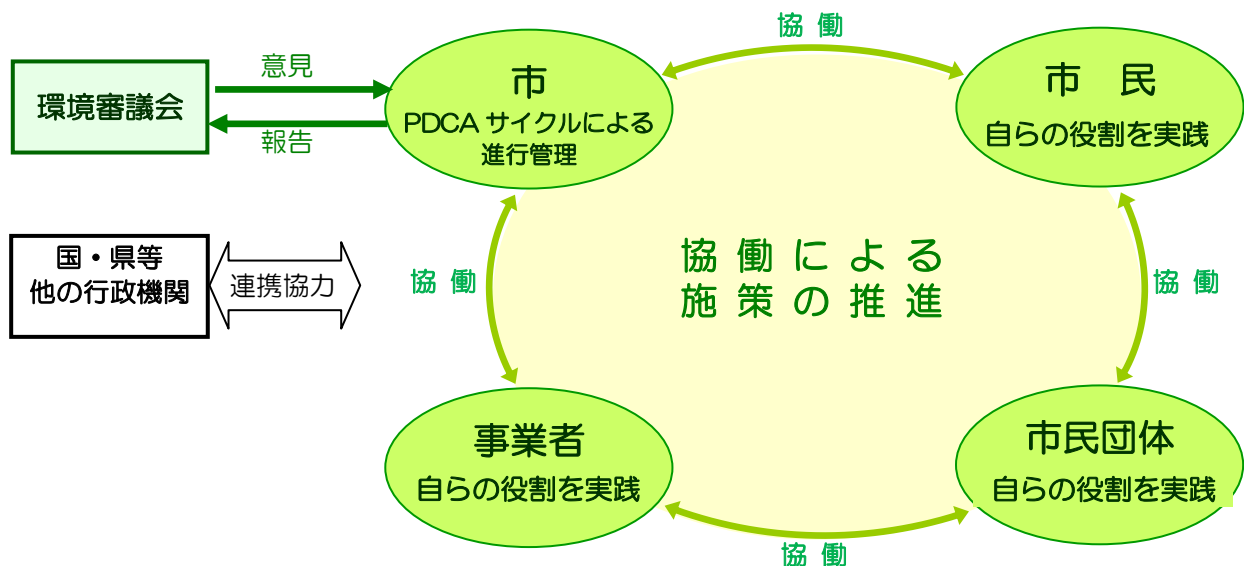


図 各主体との連携イメージ

2 計画の進行管理

(1) 進行管理

計画の進行管理については、環境マネジメントの考え方にに基づき、PDCAサイクルを活用して施策の実施状況を把握し、点検・評価することにより改善を行い、次の展開に繋げていきます。

(2) 情報公開

施策ごとの目標・指標の達成状況を最新年度の温室効果ガス排出量等とともに市のホームページ、環境レポートなどを通じて公表いたします。更に、環境審議会や市民等から意見を求め、更なる施策の推進・改善を図ります。

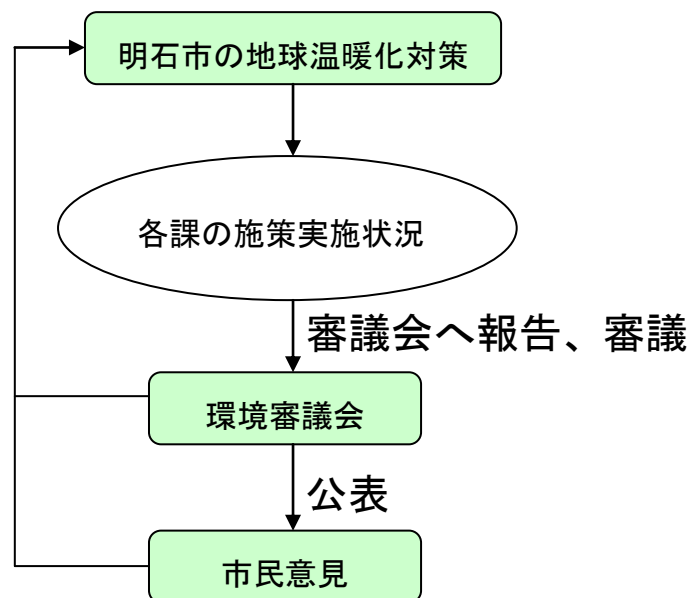


図 計画の進行管理イメージ

3 計画の見直し

温室効果ガス排出量の推移、地球温暖化問題に関する国内外の動向、社会情勢の変化、景気の動向、技術の進歩、地球温暖化対策にかかるコストの縮減等を踏まえ、計画を見直します。

見直し期間は5年としますが、国等の地球温暖化問題に対する方針や社会情勢の大きな変化がある場合は、随時見直しを行います。

なお、見直しに当たっては、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例の規定により、環境審議会に意見を求めます。